

2024 年 2 月 マンスリーレポート

ワンストップ窓口への相談事例

(日本の公的医療保険に加入予定の来日直後の外国人患者の医療費について)

ご相談：

現在当院で診療中の外国人患者は日本人の配偶者と日本で居住するために来日したばかりのため、日本の公的医療保険への加入や在留資格変更の申請をまだ行っておらず、週明けに申請する予定だったとのこと。

診療の結果、入院を要することとなったが、この場合の医療費はどのようにすればよいか教えてほしい。

対応：

窓口から以下の案内を行った。

- まだ日本の公的医療保険に加入申請していないとのことなので、日本の健康保険に加入していない外国人と同じように、貴院の自費診療のルールに従い医療費を支払っていただくこと。支払いは病院を離れる前に済ませてもらうこと、またそのまま入院する場合は患者の配偶者に入院者が費用を支払えないなど責任を負えない場合の連帯保証人になっていただくこと。
- 患者が公的医療保険に加入した後、遡って今回の医療費が保険の対象になるかは国民健康保険であれば居住地の福祉担当者に、被用者保険であれば健康保険組合もしくは共済組合に患者から相談するとよいこと、また今回の医療費も保険の対象となることとなった場合は、後日保険証を提示すれば保険診療として医療費を精算することができることを患者に伝えること。
- 今後の治療のためにも患者及びその家族と必ず連絡が取れるようにしておくこと。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田 ・ 大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp